

独立行政法人の中（長）期目標の策定について

令和7年12月4日
独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、「独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方」（令和4年4月8日委員会決定）に基づき、「政策実施機能の最大化」の観点から、令和7年度に中（長）期目標期間が終了する法人（以下「令和7年度見直し対象法人」という。）について、主務大臣による見込評価及び業務・組織見直しの結果を確認することはもとより、主務省及び法人の長その他の役員（監事を含む。）との間で、法人の使命、直面する課題及び取り巻く環境の変化について幅広く議論を行いつつ、本年度の調査審議を行ってきた。

上記調査審議の結果、委員会として、個々の令和7年度見直し対象法人について、その目標に具体的に盛り込むことを検討していただきたい点（以下「留意事項」という。）を下記のとおり取りまとめる。令和7年度見直し対象法人の次期中（長）期目標の検討に当たっては、留意事項の内容及びその背景事情の趣旨をよく御理解いただいた上で、目標に具体的に盛り込んでいただくことに加え、併せて「独立行政法人の業務管理及び内部管理について」（令和4年4月8日委員会決定。以下「業務・内部管理の方向性」という。）を、十分に踏まえた目標となるよう留意されたい。

特に、業務・内部管理の方向性のうち、「事業の改善や新たな価値実現を果たすデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する」ことや、「法人が使命を果たしていく上で必要な人材の専門性を一層高度化させるための人材の確保・育成を促す」ことは、法人を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、質の高いサービスを継続的に提供する上で基盤となる重要な事項であることから、この点を特に留意されたい。

また、目標に定める業務運営の効率化に関する事項については、画一的で硬直的な目標ではなく、各法人の特性及び事業等の内容に応じて、適切な目標を策定することとされていることを踏まえ、改めて法人ごとに適切な目標となるよう留意されたい。なお、その趣旨については、本年6月に「目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例」（平成26年9月2日総務省行政管理局長通知、令和7年6月26日改正）においても示されているところである。

併せて、検討の際は、国内外の状況の変化に柔軟に対応するため、主務省と法人との間で十分なコミュニケーションを図るとともに、業務の重み付けについても適切に行うことが重要であることを申し添える。

記

（1）情報通信研究機構

- ・ 情報通信社会の進展に伴って業務が拡大していく中で、法人全体として適切かつ計画的に業務遂行していくため、環境変化を踏まえた業務の重み付けを行った上で、時々の重点業務の状況等を踏まえつつ、常勤・有期雇用の人員体制の在り方や人材確保に向けた柔軟

な人事・給与制度など職務執行の在り方を見直しながら目標策定をすべきではないか。また、研究開発法人としての様々な資源を活かしつつ、自己収入の更なる拡大に取り組むことを検討すべきではないか。

- ・ 現行中長期目標期間中に新たに予算規模の大きい基金業務が追加されたところ、複数年度にわたっての執行が前提となっていることを踏まえ、基金のガバナンスの仕組みと体制を必要に応じて見直しながら、将来の見通しを立てつつ計画的な執行管理に取り組むことを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情)

- ・ 令和5年度に、Beyond 5G基金事業を実施するための情報通信研究開発基金の運用を開始し、令和6年度に、脆弱性があるファームウェア等を搭載しているIoT機器や既にマルウェアに感染しているIoT機器を対象とするサイバーセキュリティ対策助言等業務を開始し、令和7年度に、国等の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析業務を開始するなど、現行中長期目標期間中に法人の業務が拡大してきた。

このような業務の拡大に伴い法人の有期雇用職員数が急激に増加しており、特に、サイバーセキュリティ、Beyond 5G関係の部局で著しく増加している。

また、業務拡大に伴う組織体制の見直しに際しては、研究開発成果を最大化するための機能に係る組織の役割及びマネジメント体制を明確化することで効率的・効果的な組織運営を実現するとしている。

引き続き、情報通信技術に関する研究開発業務は増加していくと見込まれる中、次期中長期目標の策定に際しては、限られた資源を有効活用できるよう、法人として注力すべき業務の重み付けや、適切な人員配置など、その在り方を隨時見直すことが重要である。

- ・ 令和5年度に、Beyond 5G基金事業を実施するため、情報通信研究開発基金の運用を開始した。運用に際して、基金に関する部署の新設など体制面も整備している。また、本基金には、設置期限の定めはない。

本基金は、研究開発プロジェクト実施期間の途中でステージゲート評価を実施し、その結果を踏まえてプロジェクトの継続の可否や後年度実施期間に対する実施額について決定するなど、複数年度にわたっての執行を実施するための仕組みと体制を整えており、基金の執行状況は、交付決定ベースでは執行率79.6%（予算：166,839,000千円、交付決定ベースで計算した基金残高：34,089,792千円（令和7年度第2四半期（令和7年9月末時点）の報告））となっている。

本基金に年限の定めがないことを踏まえると、次期中長期目標期間においても、基金のガバナンスの仕組みと体制を必要に応じて見直しながら、将来の見通しを立てつつ計画的な執行管理に取り組むことが重要である。

(2) 酒類総合研究所

- ・ 業務範囲が拡大している一方で、体制自体には変化がないことを踏まえて、法人内の人的資源を有効活用し、人員体制に配慮しつつ、今後の更なるDXやAIを用いたデータ利活用等に当たっては、必要な専門人材について、内部での育成に加えて、大学・民間企業等の外部

人材の活用・外部機関との連携を更に強化する形で確保することを目標に盛り込んではどうか。

- ・ 現在も検査・分析の手数料、講習費用等の自己収入確保のための取組を実施しているところ、引き続き、将来的な自己収入の確保につながるよう、法人の有する専門性を活かした取組を進めることを目標に盛り込むことを検討してはどうか。

(背景事情)

- ・ 法人においては、酒類の輸出拡大に伴い輸出関係の業務（分析・証明書の発行業務）が増加するとともに、酒類製造免許者数の増加等に伴い講習等の業務が増加している。特に、輸出関係の業務については、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和7年5月30日改訂）において、清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛が重点品目に選定されるなど、今後も業務の増加が見込まれる。

また、新たな業務として、将来的なAIの活用を視野に入れた消費者の嗜好に適合する酒類の成分設計に資する研究や、法人に蓄積された豊富な科学的知見について、AI等の最新技術を活用しつつ、データベースの構築等により科学者が利用しやすい形で提供を行うなどの取組を進める予定である。

このように輸出関係を中心に業務が増加し、また、今後も増加する見込みであるものの、法人の人員体制について、常勤職員・非常勤職員の人数にはほぼ変化はない。

引き続き法人の業務が増加していくと考えられる中、限られた資源を有効活用する必要があり、法人の規模や独自の人材確保の困難性を踏まえると、DXやAIを用いたデータ利活用などの高い専門性が求められる業務に関しては、大学等の他の機関と連携して人材の確保に取り組むことが必要である。

- ・ 自己収入の確保に向けた取組に関して、現行中期目標において、酒類の検査・分析手数料水準の見直し等を通じ、自己収入の確保に努めるとされており、手数料水準の見直しに加え、ウイスキーやワインの訳本の有料頒布等により自己収入の確保に向けた取組を実施している。

自己収入の確保は法人の経営安定化に資するところ、業務・組織見直しにおいて、次期中期目標期間でも、引き続き、自己収入の確保に向けて、法人の有する専門性を活かした取組を進めることが求められている。

(3) 国立特別支援教育総合研究所

- ・ 法人に求められる役割の一つとして、地域における特別支援教育の推進に中核的な役割を果たす教職員等の研修参加を通じて、各学校現場の教職員等の意識、行動変容につなげることとされているところ、当該役割を果たすための法人の取組を適切に評価できる指標や効果測定に必要な情報を得るための適切な手法を主務省と法人において設定すべきではないか。
- ・ 施設の必要性やその維持管理及び更新に伴うメリット・デメリットを踏まえた将来的な方向性の検討及びその実施について、適切な時間軸を設定して実施の目途について目標に盛り込み、着実に進めるべきではないか。

- 通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加していることを踏まえ、教職員支援機構とのオンライン研修プラットフォームの共有や民間企業等との共同研究による教材支援機器等の開発等における関係機関等との連携等を含め、限られたリソースの中で効率的に法人の役割を最大限に果たすための取組や体制構築を更に進めるべきではないか。

(背景事情)

- 研修事業における法人の役割は、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の育成や資質向上に係る支援等を行うとともに、受講した者が各地域で研修成果を還元することとされているところ、役割に沿った取組となっているかを改めて検証する必要がある。また、これらの取組の成果を測る指標として、研修受講者の研修終了後における指導的役割の実現状況等が設定されているところ、法人のパフォーマンスを適切に評価するため、より一層、アウトカムを意識した指標及び効果測定の手法を設定することが重要である。
- 施設に関しては、法人において、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所固定資産の減損に係る会計処理細則」（平成19年2月1日制定、令和3年3月1日改正）に定めた基準（建物の全室数に対する使用割合が50%未満、研修事業における使用実績が一度もない等）を満たしていることから、保有の必要があると判断している。一方、保有施設のうち半数を超える建物は、築年数50年を超えており、また、耐用年数を経過している状況であることから、次期中期目標期間においては、施設の保有に関する将来的な方向性の検討及びその実施を着実に進めることが重要である。
- 業務・組織見直しにおいて、小・中・高等学校の通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加していることも踏まえ、通常の学級の担任を含む全ての教員が特別支援教育に関する専門性を確保・向上させることが課題であり、全ての学校現場において取組が求められているとされている。

上記の状況の中、法人は、特別支援教育に関する講義配信コンテンツを作成し、「NISE学びラボ」において学校教育関係者等へ配信しているほか、これらのコンテンツの一部を、同じく教職員等に対する研修等を実施している独立行政法人教職員支援機構のオンライン研修プラットフォーム「全国教員研修プラットフォーム(Plant)」に掲載しているところである。

また、現行中期目標においては、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学や民間企業等と実施することとされているところ、当該目標期間においては、共同研究・契約の実績が2件にとどまるなど低調である。見込評価においても、自治体、教育機関、民間企業、福祉機関、医療機関等の多様な機関との組織的かつ継続的な連携による更なる協力関係の構築及び外部資金の獲得等も視野に入れた共同研究の推進が必要という課題が挙げられている。

職員数が100人に満たないなど限られたリソースの中で、法人の役割を効率的かつ最大限に果たすため、上記を含む関係機関等との連携等の取組に加え、取組を推進するための体制構築が重要である。

(4) 大学入試センター

- ・受験者数の減少という外部環境の大きな変化の中で、大学入学共通テストを始めとした法人の今後の活動を高度化するための検討体制を整備し、継続的に検討を重ねていくことを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情)

- ・法人は、大学入学共通テストの実施、大学入学者選抜の改善に資する先導的基盤研究の実施等を通じて、大学の入学者の選抜の改善を図り、大学及び高等学校における教育の振興に資することを目的としている。

18歳人口の減少等に伴い、大学入学共通テストの受験者数は年々減少し、検定料収入も減少傾向にある中、試験実施に要する経費は横ばい傾向にあるなど、法人を取り巻く外部環境は大きく変化しており、今後も同様の傾向が続くものと見込まれる。

一方、法人は、令和8年度大学入学共通テストに向けて、受験申込や検定料の支払等に関する一連の業務をオンライン化する取組を実施しており、具体的な取組として、出願書類のデータ化業務に係る委託経費の削減、受験票等の紙媒体の印刷コストの削減等の効率化を図っている。また、大学入学共通テストにおけるCBT（パソコンやタブレットなどを用いて行われる試験）の活用可能性についての調査研究も実施し、個々の大学が実施するCBTなどの実例を踏まえ、CBT活用に向けた活動を実施するなど、法人の業務をより高度化するための取組を推進している。

法人を取り巻く外部環境の変化の中で、今後の業務を持続的・安定的に進めていくためにも、大学入学共通テストの実施に係る収支改善方策の検討や法人の業務をより高度化するための継続的な検討を行う体制を整備していくことが重要である。

(5) 国立青少年教育振興機構

- ① 「国立青少年教育施設の振興方策について（報告書）」（令和7年8月 国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会）において言及されている以下の各事項について、主務省と法人において速やかに検討を進め、今後の対応方針の結論を得ること。
 - ・施設の数・規模や宿泊定員の見直し、機能の適正化や再編などの機能別分化に向けた検討を進めること。
 - ・上記の検討を速やかに着手し、結論が出た施設から順次、機能強化や縮小・再編の取組を進め、遅くとも、次期中期目標期間中には全ての施設の在り方について、具体的な結論を得ること。
- ② 上記の次期中期目標期間中に全ての施設の在り方について具体的な結論を得ることを含め、次期中期目標期間中に実施する内容、体制、期限等を明確化し、これらの内容を目標に盛り込んではどうか。

(背景事情)

- ・法人は、全国28か所に保有する施設を活用した青少年への体験活動の提供、法人以外が行う青少年への体験活動等の提供に対する支援（子どもゆめ基金）等を行っているが、新型コ

コロナウイルス感染症の拡大等により、これらの活動が大幅に減少し、現状においても従前の水準には戻っていないものも多い。

また、全国28か所に保有する施設については、既に耐用年数を超えているものもあり、施設整備費補助金も直近5年間で約80億円措置されているとともに、概ね10年以内には4割近くの施設が耐用年数を迎える、施設の老朽化対策が課題となっている。

さらに、現行中期目標期間の大半は収支が赤字の状態が続いている、繰越欠損金が約12億円発生している状況である。

青少年人口の減少等の本法人を取り巻く外部環境の変化も踏まえ、主務省においては、青少年教育のナショナルセンターとして、本法人の強みを活かした今後の体験活動の提供の在り方等を検討し、持続可能な組織運営のための抜本的な見直しを図る必要がある。

(6) 国立科学博物館

- ・ 科学系博物館のナショナルセンターとしての役割及び本法人の強みを踏まえ、地域の博物館や関係機関が抱える共通の課題（DX、ファンドレイジング等）への対応を推進するためには、主務省とともにこれらの機関との連携の強化を積極的に行うべきではないか。また、連携の強化に向けて、本法人における具体的な取組の内容、体制、実施時期等を目標に盛り込んで着実に進めるべきではないか。
- ・ 本法人が収集する標本・資料について、現時点の収蔵状況や今後の見通し、これらの標本・資料の活用状況等を踏まえ、引き続き、標本・資料の収集・保管に関して、これまで取り組んできた「統合データベース」の更なる充実も含め中長期的な計画を立てて着実に実施すべきではないか。さらに、今後も標本・資料を継続して収集する必要性・重要性に関して広く国民の理解をより一層得るための情報発信等を行うとともに、関係機関と連携した標本・資料の収集・保管に向けた対応策を具体化することを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 光熱費の増加、システムの維持管理のための固定的な経費の増加など、財政面での課題が増加している中で、本法人の創意工夫による活動の持続的な強化に向けて、館の維持・管理にかかる経費に見合う入場料の見直しを図るなど、主務省と法人が十分にコミュニケーションを取り、多様な自己収入の確保に取り組むべきではないか。また、具体的な取組の内容、実施時期等を目標に盛り込んで着実に進めるべきではないか。

(背景事情)

- ・ 法人は、自ら博物館を設置して展示事業を行うほか、国立の唯一の総合科学博物館として、法人が有するナショナルコレクションを活用した全国の科学系博物館との連携などを通じて、科学系博物館の事業の活性化に貢献することが求められている。

全国の科学系博物館の事業の活性化に貢献しているか、ひいては、地域における人々の科学リテラシーを涵養する活動の促進が図られているかといった観点から、法人に期待される役割や強みを踏まえ、DXやファンドレイジング等、地域の博物館や関係機関が抱える共通の課題への対応を推進するため、科学系博物館のナショナルセンターとして主務省とともにこれらの機関との連携の強化を積極的に行うことが重要である。

- ・ 法人は、年代、地域などが異なる500万点以上の標本・資料を収集・保管しており、現行中期目標期間中に40万点増加させるとの目標の下、標本・資料数は年々増加している。2023年度には新たな収蔵庫を建設したところであるが、今後も標本・資料数は増加していく見込みであり、将来的には収蔵庫が逼迫することも想定される。

このような状況の中、今後も安定的・計画的なナショナルコレクションの収集・保管を行い、真に重要な標本・資料が散逸あるいは劣化してしまうことを防ぐため、まずは現時点の収蔵状況や今後の見通し、標本・資料の活用状況等を明らかにした上で、標本・資料の収集・保管に関して中長期的な計画を立てて着実に実施することが重要である。また、標本・資料を収集・保管し続けることの必要性・重要性について広く国民の理解を得るための情報発信等を行うことが重要である。

- ・ 光熱費やシステムの維持管理のための固定的な経費の増加など、財政面での課題は深刻である。他方、自己収入の大半を占める入場料収入に関して、来館者数は新型コロナウイルス感染症に伴う来館者の大幅減よりも前の水準に戻りつつあるが、更なる来館者の増加は、来館者の満足度等とのトレードオフの関係にあり、安心安全な観覧環境の確保のためには、来館者を増やし続けることができない側面もある。

今後は、館の維持・管理にかかる経費に見合う入場料の見直しや、賛助会制度による寄付、有償の施設貸与等の取組など、法人の創意工夫による活動の持続的な強化に向けた多様な自己収入の確保に取り組むことが重要である。

(7) 国立美術館

- ・ 美術館活動全体の活性化に寄与するナショナルセンターとしての役割及び本法人の強みを踏まえ、地域の美術館や関係機関が抱える共通の課題（DX、ファンドレイジング等）への対応を推進するために、主務省とともにこれらの機関との連携の強化を積極的に行うべきではないか。また、連携の強化に向けて、本法人における具体的な取組の内容、体制、実施時期等を目標に盛り込んで着実に進めるべきではないか。
- ・ 本法人が保有する所蔵品について、展覧会での展示、国内外の美術館への貸与等の活用状況を明らかにするとともに、現時点の収蔵状況や今後の見通しを踏まえ、引き続き、収蔵品の収集・保管に関して、中長期的な計画を立てて着実に実施すべきではないか。また、これらを踏まえ、今後も所蔵品を継続して収集する必要性・重要性に関して広く国民の理解をより一層得るための情報発信等を行うとともに、関係機関と連携した収蔵品の収集・保管に向けた対応策を具体化することを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 光熱費の増加等、財政面での課題が増加している中で、本法人の創意工夫による活動の持続的な強化に向けて、館の維持・管理にかかる経費に見合う入場料の見直しを図るなど、主務省と法人が十分にコミュニケーションを取り、多様な自己収入の確保に取り組むべきではないか。また、具体的な取組の内容、実施時期等を目標に盛り込んで着実に進めるべきではないか。

（背景事情）

- ・ 法人は、自ら美術館を設置して展示事業を行うほか、我が国の「顔」としての美術を通じた国際文化交流の推進のほか、本法人が有するナショナルコレクションや人材を活用し、

美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与することが求められている。

日本全体の美術館活動の充実につながっているかといった観点から、法人に期待される役割や強みを踏まえ、DXやファンドレイジング等、地域の美術館や関係機関が抱える共通の課題への対応を推進するため、ナショナルセンターとして主務省とともにこれらの機関との連携の強化を積極的に行うことが重要である。

- ・ 法人は、約4万6,000点の作品を収集・保管しており、毎年度、購入や寄贈の受入れを進め、体系的・通史的にバランスの取れた所蔵品の充実を図り、所蔵品は年々増加している。所蔵品を適切に保存・管理し、確実に後世へ継承するため、各美術館の収蔵庫においてこれらを保管しているが、収蔵庫の収蔵率は100%を大きく超えるものもみられ、外部の保管倉庫を活用している状況である。

このような状況の中、今後も安定的・計画的なナショナルコレクションの収集・保管を行い、真に重要な作品が散逸あるいは劣化してしまうことを防ぐため、まずは現時点の収蔵状況や今後の見通し、所蔵品の活用状況等を明らかにした上で、所蔵品の収集・保管に関して中長期的な計画を立てて着実に実施することが重要である。また、所蔵品を収集・保管し続けることの必要性・重要性について広く国民の理解を得るための情報発信等を行うことが重要である。

- ・ 光熱費の増加、従来からの企画展のスポンサーの協賛が得られづらい状況など、財政面での課題は深刻である。他方、自己収入の大半を占める入場料収入に関して、来館者数は新型コロナウイルス感染症に伴う来館者の大幅減よりも前の水準に戻りつつあるが、更なる来館者の増加は、来館者の満足度等とのトレードオフの関係にあり、安心安全な観覧環境の確保のためには、来館者を増やし続けることができない側面もある。

今後は、館の維持・管理にかかる経費に見合う入場料の見直しや、幅広い企業等からの協賛の拡充、個人を対象とした会員制度の強化など、本法人の創意工夫による活動の持続的な強化に向けた多様な自己収入の確保に取り組むことが重要である。

(8) 国立文化財機構

- ・ ナショナルセンターとしての役割及び本法人の強みを踏まえ、地域の博物館や関係機関が抱える共通の課題（DX、ファンドレイジング等）への対応を推進するために、主務省とともにこれらの機関との連携の強化を積極的に行うべきではないか。また、連携の強化に向けて、本法人における具体的な取組の内容、体制、実施時期等を目標に盛り込んで着実に進めるべきではないか。
- ・ 本法人が保有する所蔵品について、展覧会での展示、国内外の博物館への貸与等の活用状況を明らかにするとともに、現時点の収蔵状況や今後の見通しを踏まえ、引き続き、収蔵品の収集・保管に関して、中長期的な計画を立てて着実に実施すべきではないか。また、これらを踏まえ、今後も所蔵品を継続して収集する必要性・重要性に関して広く国民の理解をより一層得るための情報発信等を行うとともに、関係機関と連携した収蔵品の収集・保管に向けた対応策を具体化することを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 光熱費の増加など、財政面での課題が増加している中で、本法人の創意工夫による活動の持続的な強化に向けて、館の維持・管理にかかる経費に見合う入場料の見直しを図るなど、

主務省と法人が十分にコミュニケーションを取り、多様な自己収入の確保に取り組むべきではないか。また、それぞれの具体的な取組の内容、実施時期等を目標に盛り込んで着実に進めるべきではないか。

(背景事情)

- ・ 法人は、自ら博物館を設置して展示事業を行うほか、貴重な国民的財産である文化財を次世代に継承するとともに、文化財に関する専門的又は技術的事項に関する調査研究等において、中核的な役割を果たすことが求められている。

こうしたナショナルセンターとしての活動が日本全体の博物館活動の充実に寄与しているかといった観点から、本法人に期待される役割や強みを踏まえ、DXやファンドレイジング等、地域の博物館や関係機関が抱える共通の課題への対応を推進するため、ナショナルセンターとして主務省とともにこれらの機関との連携の強化を積極的に行うことが重要である。

- ・ 法人は、約15万件の文化財を所蔵しており、毎年度、購入や寄贈の受入れを進め、体系的・通史的にバランスの取れた所蔵品の充実を図り、所蔵品は年々増加している。所蔵品を適切に保存・管理し、確実に後世へ継承するため、各博物館の収蔵庫においてこれらを保管しているが、収蔵庫の収蔵率は100%を超えるものもみられる状況である。

このような状況の中、今後も安定的・計画的な文化財の収集・保管を行い、真に重要な文化財が散逸あるいは劣化してしまうことを防ぐため、まずは現時点の収蔵状況や今後の見通し、所蔵品の活用状況等を明らかにした上で、所蔵品の収集・保管に関して中長期的な計画を立てて着実に実施することが重要である。また、所蔵品を収集・保管し続けることの必要性・重要性について広く国民の理解を得るための情報発信等を行うことが重要である。

- ・ 光熱費や人件費の増加など財政面での課題は深刻である。他方、自己収入の大半を占める入場料収入に関して、来館者数は新型コロナウイルス感染症に伴う来館者の大幅減よりも前の水準に戻りつつあるが、更なる来館者の増加は、来館者の満足度等とのトレードオフの関係にあり、安心安全な観覧環境の確保のためには、来館者を増やし続けることができない側面もある。

今後は、館の維持・管理にかかる経費に見合う入場料の見直しや、博物館施設の貸出・イベント開催など、本法人の創意工夫による活動の持続的な強化に向けた多様な自己収入の確保に取り組むことが重要である。

(9) 教職員支援機構

- ・ 法人に求められる役割の一つとして、地域における中核的な役割を果たす教職員等の研修参加を通じて、各学校現場の教職員等の意識、行動変容につなげることとされているところ、当該役割を果たすための法人の取組を適切に評価できる指標や効果測定に必要な情報を得るための適切な手法を主務省と法人において設定すべきではないか。
- ・ 施設の必要性やその維持管理及び更新に伴うメリット・デメリットを踏まえた将来的な方向性の検討及びその実施について、適切な時間軸を設定して実施の目途について目標に盛り込み、着実に進めるべきではないか。

- 今後の中央教育審議会の議論を踏まえた法人の機能強化を進めるため、国立特別支援教育総合研究所とのオンライン研修プラットフォームの共有や研修コンテンツ作成等における大学を含む多様な機関との連携等を含め、限られたリソースの中で効率的に法人の役割を最大限に果たすための取組や体制構築を更に進めるべきではないか。

(背景事情)

- 法人は、各地域で学校教育において中心的な役割を担う教職員等への研修等を通じて、研修の成果を全国に波及させる拠点としての役割を有しており、役割に沿った取組となっているかを改めて検証する必要がある。また、これらの取組の成果を測る指標として、研修の参加率や満足度、受講者の研修成果の活用状況等が設定されているところ、法人のパフォーマンスを適切に評価するため、より一層、アウトカムを意識した指標及び効果測定の手法を設定することが重要である。
- 施設に関しては、見込評価において、施設・設備の有効活用のため、施設提供の方法の検討を図るとともに、必要に応じて保有の見直しの検討を行う必要があるとしている。

また、保有施設の約3割は築年数50年を超えており、また、約6割は耐用年数を経過している状況であることから、次期中期目標期間においては、施設の保有に関する将来的な方向性の検討及びその実施を着実に進めることが重要である。

- 「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について（諮問）」（令和6年12月25日）を受けて、中央教育審議会では、教師の質を維持・向上させるための研修の在り方や多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方が議論されており、法人としては、現行中期目標期間における取組を更に発展させ、可能な提案も行いながら、中央教育審議会の審議結果を踏まえて対応することが求められる。

上記の状況の中、法人は、教職員等の学びの充実に向けた学習コンテンツを開発し、「全国教員研修プラットフォーム（Plant）」の運用を通じて、全国の教職員に多様な研修機会を提供するほか、Plantにおいて、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が作成する一部のコンテンツを提供しているところである。また、業務・組織見直しにおいては、大学等と共同での学習コンテンツの開発を含めたコンテンツの充実や情報提供を図ることとされている。

職員数が約70人であるなど限られたリソースの中で、法人の役割を効率的かつ最大限に果たすため、上記を含む関係機関等との連携等の取組に加え、取組を推進するための体制構築が重要である。

(10) 海洋研究開発機構

- 海洋の重要性は国際的な共通認識となっている中、法人には、海洋科学技術の中核的機関としての役割を担うことが求められていることを踏まえ、民間企業、他の独立行政法人、大学等の関係機関との役割分担を主務省との共通認識の下、明確にすべきではないか。
- その上で、法人の取組や重要性の理解を促すため、関係機関との共創・連携、経済・社会的課題の解決に資するような成果の社会実装、戦略的な広報・アウトリーチを更に推進することが重要ではないか。

(背景事情)

- ・ 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、海洋科学技術は、大きな価値を生み出す国家戦略上重要な科学技術として位置付けられている。また、国際的な状況をみると、「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成27年9月25日国連持続可能な開発サミット採択）のもと、海洋科学の推進によりSDG14「海の豊かさを守ろう」を達成するため、令和3年から令和12年までの10年間に集中的に取り組む「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」（平成29年12月5日第72回国連総会決議採択）が宣言されるなど、海洋の重要性は我が国のみならず国際的な共通認識となっている。

上記を踏まえ、産業界、大学、研究機関、府省庁、地方公共団体等との役割分担を明らかにした上で、現状の連携の強化及び新たな協働体制の確立、経済・社会的課題の解決に資するような成果の社会実装、国民の理解を得る情報発信等の取組を通して、海洋科学技術分野における国際的なプレゼンスの向上、国民の理解の増進を図ることが重要である。

(11) 男女共同参画機構

- ・ 日本各地の男女共同参画センターや民間団体、大学等ともネットワークの構築に取り組み、地域ごとの男女共同参画に係る課題の情報収集・分析を進めることを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 新法人に期待される役割を踏まえると、国立女性教育会館から継承したリソースだけでは不足することが見込まれることから、業務の具体的な範囲、重点事項や重み付けの整理を行った上で、今後の取組に係るロードマップの策定や、それに必要な人員体制等を整備することを、これらの取組の実施に係る適切な時間軸と併せて目標に盛り込んではどうか。
- ・ 国立女性教育会館から職員が新法人へ移行することを踏まえ、役職員が、新法人のミッションを理解し、一体となって業務に取り組んでいくため、意識の醸成・共有を図るとともに、新法人の機能強化に向けて、個々の職員の更なるスキルアップ・専門性の向上を促すことを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 将来的な自己収入の確保に向けて、外部連携等の取組や多様な財源確保の検討を進めるることを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 研修者の段階に応じた研修プログラムの開発や、研修の受講状況に応じたデジタル証明書の発行等を活用することを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 新法人の業務実施スタイルがハード中心からソフト中心へ転換されることを踏まえ、オンラインの利点を活かした研修や全国へのアウトリーチを進めるために、業務全体の見直し・DXに取り組み、効率的・効果的な業務方法を実現することを目標に盛り込んではどうか。また、現在も業務においてデジタル技術の活用等に取り組んでいるところ、フルリモートによる遠隔地での勤務等、柔軟な働き方が可能となる労働環境の整備を検討すべきではないか。
- ・ 新法人になることで従前の「NWEC」という呼称も変更になることが想定されるため、新法人そのものの認知度向上に取り組むとともに、国立女性教育会館時代から蓄積している新

法人が有するデータ・研究成果を、大学等が有効活用できるよう、効果的・継続的な情報発信に取り組むべきではないか。

(背景事情)

- 令和7年6月に独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号。以下「機構法」という。）が成立し、現在の独立行政法人国立女性教育会館（以下「NWEC」という。）の発展的改組により、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として、独立行政法人男女共同参画機構（以下「新法人」という。）が令和8年4月に新設される。

機構法に基づき、新法人には、「センター・オブ・センターズ」としての機能が付与され、全国の男女共同参画センターを強力にバックアップすることとされている。

さらに、機構法と併せて男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が一部改正され、新法人は、「ナショナルセンター」として、国、地方公共団体、民間団体等の関係者と連携し、男女共同参画に関する中核的な機関として積極的な役割を果たすものとされている。

これらの新法人の機能を踏まえ、新法人の第一期中期目標期間においては、各地方公共団体の男女共同参画センターとの連携はもとより、民間団体等の様々な活動主体ともネットワークの構築に取り組み、中核的機関として、全国の地域ごとの男女共同参画に係る課題の情報収集・分析に努める必要がある。

- 女性教育を中心とするNWECから、新法人は男女共同参画全般に所掌範囲が拡大することとなる。さらに、「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」（令和7年8月男女共同参画会議 第6次基本計画策定専門調査会取りまとめ）では、全国各地の男女共同参画センターが地域における男女共同参画に関する状況と課題等を把握するために必要なノウハウや手法等についての検討・提供や、データに基づいてPDCAサイクルを回し、男女共同参画の取組を効果的に推進するための調査研究の実施等が新法人の役割として期待されている。

上述の新法人の機能に加えて、これらの所掌範囲の拡大や期待される役割の大きさを踏まえると、NWECから承継した職員を始めとするリソースだけでは不足すると見込まれる一方、新法人の運営に係る財源のほとんどを国費に頼ることになると想定され体制強化にも限界がある。そのため、効果的・効率的に新法人がミッションを遂行できるよう、第一期中期目標期間においては、業務の重み付け等の整理を行うだけでなく、時間軸を定めつつ、どのように機能強化を図り、業務を遂行していくのかについて、具体的にロードマップを策定すること及び必要な人員体制を整備することが必要である。

- NWECの職員は新法人の職員に移行する予定であるが、ミッションや業務範囲も変化することから、新法人のミッションについての意識共有等の取組を実施することや、新たな業務に従事する個々の職員の専門性向上に向けたリスクリギング等の取組を実施することが必要である。
- NWECでは施設の有効活用やPFI事業等による自己収入確保の取組を実施していたが、新法人では、ハードからソフト中心への転換を進めることで、施設の活用等による自己収入が大幅に減少し、運営費交付金への依存度が高まることが想定される。

新法人の経営安定化の観点から、第一期中期目標期間において、自己収入の確保に向けた外部連携等の取組や、多様な財源確保に関する検討が必要である。

- ・ 新法人の研修内容については、地方公共団体や男女共同参画センターの職員等の育成・専門性向上に向けて、初任者向けの基礎的な研修の更なる充実や、相談員及び相談事業担当者向けの研修の強化及びメニューの充実に取り組むとともに、オープンバッジなど研修の修了段階に応じた認定制度の導入等により研修受講を促進するための工夫にも取り組むことが適当である。
- ・ 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024」（令和6年6月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、機能強化後のNWECの事業については、オンラインの利点を活かした多様なスタイルの研修の実施、テレワークを活用した幅広い分野の専門家等の協力を得ての調査研究の実施等、デジタル化の進展により幅広い対象に多様なアプローチが可能となったことなどを念頭に、事業内容の高度化を図るとされている。

これらの実現に向けて、第一期中期目標期間において、新法人としてどのように取り組んでいくか、DXも含めて業務遂行の在り方全体を再構築することが必要である。

- ・ NWECにおいて、女性教育・男女共同参画に関する資料のアーカイブ化を実施し、研究者等が資料を利活用しやすい環境の整備を実施しているところ、新法人も、「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」において、大学、研究機関等による男女共同参画に資する研究の推進に向けて、男女共同参画に関する情報・資料の収集・提供・デジタル化を行うこととされている。

そのため、第一期中期目標期間では、NWEC時代から蓄積しているデータ・研究成果も含め大学等が有効活用できるよう、新法人において情報発信に取り組むことが重要である。

(12) 家畜改良センター

- ・ 国の施策や社会的ニーズに的確に対応するため、法人内における組織横断的な連携、指揮命令系統の明確化、DXを進めるための人材・体制、企画・調整部門の強化、他法人や外部との連携体制、管理部門の効率化が重要である。

特に人材・体制に関しては、法人は、獣医師を始めとする専門人材だけではなく事務職も含めた人材確保が課題である中、より効率的な業務体制の構築のため、DXを強力に推進することを目指に盛り込んではどうか。

その際、DXに係る専門人材等については、法人単独だけではなく、主務省や他法人と連携の上、必要な人材の確保・育成に共同で取り組むことも検討してはどうか。

- ・ 主務省と連携して技術開発の成果の社会実装に向けた取組や、エンドユーザー（畜産団体、畜産農家等）への情報発信の強化、将来的な自己収入の増加を見据えた多様な財源確保の検討をすべきではないか。その際、他の法人の事例等も参考にしつつ、具体的な取組及びその安定的な実施体制の検討を含めて目標に盛り込むことを検討してはどうか。

また、法人の取組やその重要性に関して戦略的な広報の強化を行うことを目標に盛り込んではどうか。

さらに、こうした活動が安定的に実施できる体制を整備することを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情)

- ・ 業務・組織見直しにおいて、法人は、国内での家畜改良の基となる種畜の確保・利用や、改良した家畜の能力を十分に発揮させるための飼養管理等の技術の普及、飼料基盤の強化を図るための優良な飼料作物種苗の普及等の重要課題にも取り組むとともに、政策実施機能の最大化を図る観点から業務運営の効率化等を進め、畜産関係者の期待に応え、国民の豊かで安全・安心な食生活の確保に貢献する組織を目指すとされている。
- ・ 法人の業務を担う職員のうち、畜産技術系職員について、毎年一定程度確保できている一方で、獣医師系職員、事務系職員の確保に苦慮している状況にある。また、遺伝的能力評価等の適正な推進のため、DXの更なる推進が必要な状況にある一方、情報システムの管理、能力評価プログラムの作成・更新、法人自体の情報セキュリティの向上等が必要であるが、デジタル技術の活用に精通する職員は不足している。このように、法人においては、広く人材の確保が課題であるとともに、併せて、DXに係る予算の確保も重要である。
- ・ 社会実装について、法人は、専門家への新たな知見の認知を目的に学会等への発信を行っているが、それを最終目的とはせず、技術開発の成果を利用した家畜の飼養管理の高度化・効率化等の社会実装を最重要視していることから、畜産農家等のエンドユーザーに向けてより一層の情報発信の強化が求められる。
- ・ 自己収入の確保については、業務・組織の見直しにおいても、事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得等による自己収入の確保に引き続き努めるとされている。

(13) 農業・食品産業技術総合研究機構

- ・ 地域と連携して技術普及を推進する農業技術コミュニケーターや民間企業と連携して資金提供型共同研究等を企画・調整するビジネスコーディネーターといった研究成果の社会実装を支援する人材の確保・育成について、キャリアパスの整備を検討してはどうか。
- ・ 研究成果の社会実装について、先進的な取組が行われているが、今後は、法人が产学研連携のハブ機関となり、他の法人とも連携しながら、異なる業種・異なる分野の民間企業も含めた多様な主体との連携を強化していくべきではないか。

その際、研究開発により得られた知的財産については、効果的な社会実装を見据えオープン・アンド・クローズ戦略を踏まえた適切な保護・活用を推進してはどうか。

また、研究開発法人としての様々な資源を活かしつつ、知的財産等の活用も考慮しながら、自己収入の更なる拡大に取り組むことを検討してはどうか。

- ・ 良好な職場環境及び研究環境の確保という観点も踏まえつつ、老朽化した施設について、主務省と法人がコミュニケーションを取りながら、目標期間を超えた長期的な視点から、今後の法人の業務の優先順位及び施設の必要性の見通しを踏まえた計画的な施設整備について検討し、順次整備を進めることを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情)

- ・ 新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、法人は、スマート農業技術等の開発・普及促進、品種開発、研究開発・実用化を加速化するための環

境整備といった分野において、都道府県試験場、大学、民間企業等と連携することによって取組を推進する役割を果たすことが求められている。

- ・ 法人は、農業・食品産業分野における我が国最大の研究機関として、产学研官連携のハブとなり、我が国の農業・食品分野の研究開発をリードしており、研究開発の推進はもとより他の法人と連携し、また、他の法人における外部機関との連携の参考となるよう、異なる業種・異なる分野の民間企業も含めた多様な主体との連携を強化していくことが望ましい。
- ・ 業務・組織見直しにおいて、人材については、持続的な運営体制を構築するため、研究をサポートする人材も含め、人材のスキルや経験に応じ、戦略的かつ計画的に配置することが掲げられている。
- ・ 現行中長期目標期間では、法人は、開発技術の普及や行政との連携活動を行う農業技術コミュニケーションセンター、民間企業等との連携活動を行うビジネスコーディネーターを設置しているが、組織内には専門人材が不足していたため、外部から積極的に人材を登用し、内部人材と協働して活動を実施している。次期中長期目標期間においては、農業技術コミュニケーションセンターやビジネスコーディネーターの確保に努めるとともに、効果的な組織マネジメントを担える人材の確保に向けて外部人材の登用、内部人材の教育の充実やキャリアパス整備が重要である。
- ・ 世界水準の研究成果がある一方で、民間企業との更なる連携強化や自己資金の獲得増加を図るために、知的財産等の活用も考慮し、知的財産のライセンス提供、共同開発、技術移転等の手法を通じて、保有資産の活用を促進し、新たなビジネスモデルの促進による収益機会の創出を図ることが期待される。
- ・ そして、研究開発により得られた知的財産の保護及び活用については、食料・農業・農村基本計画において、研究成果の普及及び実用化の推進に向け、オープン・アンド・クローズ戦略の下で推進するとされており、具体的には、知的財産の保護を図りつつ、戦略的な知的財産権の取得と国内外へのライセンス活動を強化するとともに、グローバルな課題解決を目指す国際標準化活動を強化することが求められている。
- ・ また、業務・組織見直しにおいて、施設の老朽化については、研究の質を確保するための研究施設等のストックマネジメントへの対応が必要であり、研究施設・設備等の研究資源（研究資金、研究施設・設備等）の最適配置と効果的な維持・管理によるマネジメントの改善を推進していくとされている。

(14) 国際農林水産業研究センター

- ・ 国の施策や社会的ニーズに的確に対応するため、法人内における組織横断的な連携、指揮命令系統の明確化、DXを進めるための人材・体制、企画・調整部門の強化、他法人や外部との連携体制、管理部門の効率化が重要である。

特に、DXに係る専門人材等については、法人単独だけではなく、主務省や他法人と連携の上、必要な人材の確保・育成に共同で取り組むことも検討してはどうか。

法人の規模も踏まえ、主務省と法人が十分なコミュニケーションを取りながら、他法人との連携による業務の効率化等について、検討してはどうか。また、年齢構成、男女比、ダイバーシティの観点から、法人が直面している課題を整理し、検討することを目標に盛り込んではどうか。

- ・ 主務省と連携して、研究成果の社会実装に向けた取組や、国際機関、開発途上地域の関係機関・企業等への情報発信の強化、将来的な自己収入の増加を見据えた多様な財源確保の検討をすべきではないか。その際、他の法人の事例等も参考にしつつ、具体的な取組及び安定的な実施体制の検討を含めて目標に盛り込むことを検討してはどうか。

(背景事情)

- ・ 新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、法人は、我が国の農林水産業研究分野での国際貢献と連携強化に向け、国際的な研究拠点としての役割を果たすことが求められている。
- ・ 法人は、比較的小規模であり、かつ、その職員数も一定であるという現状にありながら、学問領域が多様化する中で、多様な研究機関や大学との共同研究を行い、効率的に研究プロジェクトを推進している。一方、これまで法人内には外部機関との連携に特化した組織がなかったことから、今後研究成果の普及推進のためにも、このような機能を強化していくことが重要であると考えられる。また、人材の確保について、国内で優秀な人材をいかに採用していくのかが課題となっている。
- ・ 研究成果の社会実装については、業務・組織見直しにおいて、研究成果を社会貢献や社会課題の解決につなげるべく、我が国と地理的・気候的条件の近いアジアモンスーン地域及び強靭かつ持続可能で生産性の高い農林水産業が希求されるアフリカ等のグローバルサウス地域において、「日 ASEAN みどり協力プラン」や「グローバルみどり協力プラン」、「農林水産分野 GHG 排出削減技術海外展開パッケージ」等を踏まえ、様々な研究機関や国際機関と連携し、社会実装に向けた取組を強化するとされている。
- ・ 法人においては、現行中長期目標期間においては、企画セグメント傘下の情報提供・広報業務と情報セグメント傘下の戦略情報プロジェクトが分離されていたことから、情報発信を一体的に推進することに制約があったが、次期中長期目標期間では両者を統合し、横断的な連携体制を構築することで、広報戦略推進の一元化と体制の強化を図り、法人全体の広報機能向上を目指す方針である。

(15) 森林研究・整備機構

- ・ 国の施策や社会的ニーズに的確に対応するため、法人内における組織横断的な連携、指揮命令系統の明確化、DXを進めるための人材・体制、企画・調整部門の強化、他法人や外部との連携体制、管理部門の効率化が重要である。

複数の法人・業務を統合・承継して発足しているが、組織再編後の相乗効果を更に發揮できるよう、例えば、理事長の下で総合調整機能を強化するなど、3つの業務が持つ強みを活かし、より一層の連携を進めることで、業務間の人材の横連携等を検討してはどうか。また、継続的に進捗を確認してはどうか。

DXに係る専門人材等については、法人単独だけではなく、主務省や、他法人と連携の上、必要な人材の確保・育成に共同で取り組むことも検討してはどうか。

- ・ 主務省と連携して、研究成果の社会実装に向けた取組や、関係省庁、地方公共団体、森林林業関連企業、大学等への情報発信の強化、将来的な自己収入の増加を見据えた多様な財

源確保の検討をすべきではないか。その際、他の法人の事例等も参考にしつつ、具体的な取組及びその安定的な実施体制の検討を含めて目標に盛り込むことを検討してはどうか。

林業分野におけるDXについては、引き続き民間企業との連携を進めるとともに、さらに、法人において、より一層のデータの蓄積を行い、主務省の協力を得ながら、林業分野におけるDXの成果を活かし、防災分野等での他機関等との連携をより一層強化してはどうか。

- ・ 良好的な職場環境及び研究環境の確保という観点も踏まえつつ、老朽化した施設について、主務省と法人がコミュニケーションを取りながら、目標期間を超えた長期的な視点から、今後の法人の業務の優先順位及び施設の必要性の見通しを踏まえた計画的な施設整備について検討し、順次整備を進めることを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情)

- ・ 法人には、社会的ニーズや国の政策に応じて課題解決に資する森林・林業・木材産業に関する研究開発と森林の整備や保険を通じ、豊かで多様な森林の恵みを活かした循環型社会の形成や人類の持続可能な発展に貢献することが一層強く求められる。森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成や森林保険という性質の異なる3つの業務を包括する機関としての強みを活かしてその責務を果たしていくことが求められている。
- ・ 事業のメリハリ付け、一般職のDX人材の確保等の課題があるが、引き続き理事長のリーダーシップの下、それぞれ3つの業務が持つ強みを活かし、より連携を進めることで、各部門間の相乗効果を高めるための取組をより一層推進することが求められる。
- ・ 法人においては、研究成果を普及し、現場へ実装していくことが重要な課題であり、例えば、法人が保有する研究成果の社会実装及び活用に向けた体制の強化並びに知的財産部門の強化を図ることを目的に、現行中長期目標期間中に社会実装推進・知財戦略室や社会実装推進係を新設するなどの取組が行われたところである。現に、法人においては、森林・林業・木材産業に関わるステークホルダーだけでなく、他分野や異業種に対する接点の一つとして、広報誌やSNSなどの多様な媒体を通して研究成果の普及を行っており、さらに、大型プロジェクトを始めとして各種外部資金の獲得に向けた取組を促進している。こうした取組により、現行中長期目標期間初年度の令和3年度には12億円程度だった外部資金獲得額が令和6年度には20億円程度まで増加したところである。
- ・ 法人の経営安定化の観点からも、業務・組織見直しに記載のとおり、引き続き次期中長期目標期間においても、外部研究資金の獲得及び自己収入の拡大に向けた取組を推進するとともに多様な財源の効果的な活用を図ることが求められている。
- ・ 深刻な老朽化が進んだ施設や設備、保有資産等の必要性、重点化や集約化などについても検討、不断の見直しを行い、法人が有する能力を発揮する上で必要不可欠な更新・整備、DXを支える情報基盤の整備を、緊急性を考慮しつつ計画的に推進することが求められる。

(16) 水産研究・教育機構

- ・ 国の施策や社会的ニーズに的確に対応するため、法人内における組織横断的な連携、指揮命令系統の明確化、DXを進めるための人材・体制、企画・調整部門の強化、他法人や外部との連携体制、管理部門の効率化が重要である。

複数の法人が統合して発足しているが、組織再編後の相乗効果を更に発揮できるよう、例えば理事長の下で、スマート水産の機関横断的な連携、重複部門の解消など法人全体に関わる課題について、計画的に進捗管理を行うこと等を検討してはどうか。

DXに係る専門人材等については、法人単独だけではなく、主務省や他法人と連携の上、必要な人材の確保・育成に共同で取り組むことも検討してはどうか。

- ・ 主務省と連携して研究成果の社会実装に向けた取組や、水産業界、周辺産業関連者等への情報発信の強化、将来的な自己収入の増加を見据えた多様な財源確保の検討をすべきではないか。その際、他の法人の事例等も参考にしつつ、具体的な取組及びその安定的な実施体制の検討を含めて、目標に盛り込むことを検討してはどうか。

社会実装に向けて、他法人の取組等も参考に、ベンチャー企業等との連携による法人の研究成果の円滑な社会実装についても、検討していくべきではないか。また、法人の認知度向上のため、近年法人が取り組んでいるブルーカーボン評価手法及び効率的藻場形成・拡大技術の開発を始めとする、法人の研究成果及びその社会実装の取組を効果的に発信していくことが重要ではないか。

- ・ 良好的な職場環境及び研究環境の確保、更には水産資源評価などにより法人にこれまで蓄積されてきたデータや標本の適切な保存という観点も踏まえつつ、老朽化した施設等について、主務省と法人がコミュニケーションを取りながら、目標期間を超えた長期的な視点から、今後の法人の業務の優先順位及び施設の必要性の見通しを踏まえた計画的な施設整備について検討し、順次整備を進めることを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情)

- ・ 人口減少と少子高齢化による厳しい環境の中、国内の漁業就業者は減少傾向にあり、この傾向は今後も続くことが想定される。また、水産業の持続的発展のためには、担い手の育成・確保も重要な課題であるが、水産業関係の教育機関自体も縮小状況にある。
- ・ 「新たな水産基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）においては、法人の役割として、MSY（最大持続生産量）ベースの水産資源評価を行う対象魚種の拡大（評価時のデータ充実）や水産大学校における水産業を担う人材育成のための教授及び関連研究の推進することが求められている。
- ・ 法人は、漁船の操業活動で得られる水温データ等を用いて、漁場を知る上で重要な海洋シミュレーション技術の高度化に向けた共同研究を民間企業との間で実施するなど、水産業のスマート化促進に向けた研究を行っている。併せて、水産関連分野への就職を促進するため、水産大学校において、水産関連企業に在籍しているOBとの意見交換の場を設ける等により、水産の専門知識を活かし、水産業界で活躍することの意義や魅力を実感できるよう啓発に努めており、水産大学校からの水産業関連への就職割合は、概ね順調に推移していることが関連指標（水産業及びその関連分野への就職割合が80%以上確保されているか）という定量的指標に対し、令和3年度：80.4%、令和4年度：77.6%、令和5年度：83.4%、令和6年度：86.3%と概ね達成）から確認できる。
- ・ ガバナンスについては、令和2年度に組織改編を行い、分野横断的なプロジェクトにより機動的な対応を図りつつ、組織と業務の合理化・効率化を計画的に進めていくために、これまで海区ごとの9つの研究所で構成していた研究開発部門を「水産資源研究所」と「水産技

術研究所」の2つに集約し、開発調査センターと水産大学校を加えた4本柱として研究開発に戦略的に取り組む体制へと移行した。

他方、全国各地にまたがる部署編成となり、これまで海区ごとに研究所長が業務等のマネジメントを行う仕組みではなくなったことや、統合に伴い庶務部門が重複している庁舎も生じていること等引き続きガバナンスの強化は課題となっている。

- 研究成果の社会実装等については、業務・組織見直しにおいて、国内外の社会情勢等の変化に応じて、次期中長期目標期間内においても研究対象や項目、優先順位を見直す等、国民からの調査・研究ニーズに適切かつ柔軟に対応することや、多様な情報媒体を効果的に活用して、国民に分かりやすく正確な情報を速やかに発信することとされている。なお、既に法人においては、「国立研究開発法人水産研究・教育機構における成果活用事業者の認定及び援助に関する規程」（令和4年11月22日制定）に基づき、研究開発成果の普及及び研究活動の活性化に貢献するベンチャー企業に対し、「成果活用事業者」として施設や設備の使用、特許等の実施許諾における優遇措置等の支援を行う制度を設けており、当該認定を受けたベンチャー企業により有償でサービス提供することで、短期間かつ効果的に漁業現場での法人の研究開発成果の実装が推進されている。
- 施設等の維持管理については、予算と人員の面で厳しい状況にある中で、建物や船舶の老朽化対策等が喫緊の課題となっている。

(17) 海技教育機構

- 検討会の議論を踏まえ、主務省と法人が十分にコミュニケーションを取りながら、実習を利用する船舶に関し、採用船社との分担を踏まえた法人の果たすべき役割や財務基盤の安定化等に向けた具体的な取組について、目標に盛り込んではどうか。
- 応募者が減少する中で、入学者募集のための広報活動は非常に重要であることから、入学者の意向等を踏まえた広報活動の実施について目標に盛り込むとともに、主務省において検討の上、当該広報活動の成果（アウトカム）について指標を設定すべきではないか。

(背景事情)

- 法人は、全国8校の学校と5隻の大型練習船を擁する基幹的な船員養成機関であるが、学校施設・練習船の老朽化、運営費交付金の減少等の課題に直面しており、主務省において次期中期目標の策定に当たり、「(独) 海技教育機構の中長期的なり方に関する検討会」が開催された。検討会では、1. 海技教育機構と採用船社の役割分担、2. 学校運営のあり方、3. 練習船隊のあり方、4. 教員（教官）・乗組員の不足解消、5. 財務基盤の安定化について議論がなされ、令和7年4月に取りまとめが行われて、様々な提案がなされている。

上記の論点について、例えば、役割分担については、業界内では外航と内航によって必要となる船員の技能が異なること、文部科学省が所管する商船系大学・高専は座学となっており、実習訓練は商船系大学・高専より委託を受け法人が実施するなど、訓練に当たり多様なニーズが存在していることから、これらに対応しながら法人の果たすべき役割を明確にしていくために主務省と法人でよくコミュニケーションを取りながら進めることが重要といえる。また、財務基盤の安定化については、法人は運営費交付金という予算の制約もある

中で、主務省と相談し受益者負担の観点から入学金や授業料、航海訓練料の値上げ、法人の卒業生を採用する民間船社に寄附金を依頼するなど様々な取組が求められる。

- ・ 応募者が減少していく中、海上輸送を担う船員数の維持が必要となることから、船員養成につながる入学者募集のための広報活動は非常に重要であるところ、法人の広報活動について、令和3年度から6年度までの計画値120回以上（年間30回以上）に対し、6年度は65回実施するなど、4年間の実積は合計212回となり、計画値を実積値が大きく上回る結果となっている。一方で、応募者数については、平成28年度には929人だったものが令和6年度には447人となり約10年間で52%減少している。

見込評価における外部有識者からも、今後、広報活動の結果が法人の入学に結びついているのか、検証することも必要との意見がなされている。また、業務・組織見直しにおいても、海上技術短期大学校や海技大学校の入学志願者の確保に結び付くよう、学校の募集活動と有機的に連携した海事広報を行うなど、業務の質の向上を図るように求められている。

(18) 航空大学校

- ・ 多様な人材を受け入れつつ、パイロットを安定的に供給していくためにも訓練遅延の解消や施設の老朽化対策等が急務であることから、主務省と法人が十分にコミュニケーションを取りながら、検討部会等の議論を踏まえた具体的な取組について目標に盛り込んではどうか。

(背景事情)

- ・ 2030年訪日外国人6,000万人の政府目標に向け、法人にはパイロットの安定養成が求められているところ、コロナ禍における訓練の中止などによる大幅な訓練遅延の発生、学生寮を始めとした施設の老朽化や財務状況の悪化といった課題に直面していることから、これらに対応するため、航空会社や法人、主務省で構成される「航大ビジョン検討部会」が開催された。検討部会では、1. 訓練遅延の解消、2. 施設の老朽化対策、3. 財務状況の改善、4. 組織体制の見直しについて議論がなされ、令和7年3月に当面の対応の方向性についての取りまとめが行われて、様々な提案がなされている。

上記論点の中で、例えば訓練遅延については、本来2年で卒業できるカリキュラムが3年半程度かかっていることを受け、法人において訓練シラバスの効率化、訓練機の増機などを実施し、遅延の解消に向けて少しづつ効果は出ているとのことであるが、飛行訓練は訓練空域における天候の影響により訓練の延期なども発生するため、劇的に改善する状況までには至っていない。そのため主務省では「航空大学校の養成に関する検討会」を立ち上げ、その原因の分析と必要な対策の検討が進められてきたところである。

パイロットの安定供給には、質の高い学生を確保することも重要であるところ、学生寮については、建設から50年以上経過し施設の老朽化が進んでいることに加え、これまで太宗を占めてきた男子学生による共同利用を前提とした住環境となっていたが、女子学生を始め多様な人材が安心して快適に活動できるような施設の整備を含めて、受入環境の充実に係る問題も抱えている。

(19) 自動車技術総合機構

- ・ OBD検査制度について、日本が先行して検査を実施していることを踏まえ、今後の国際的な基準作りに結び付くように、国産車・輸入車の検査におけるノウハウや課題の洗い出しを実施するとともに、引き続き検査実績や課題等に関する国際的な情報提供・発信を積極的に実施することを目標に盛り込んではどうか。
- ・ OBD検査について、今後様々なデータの蓄積がなされるものと考えられるところ、検査から得られたデータの利活用に関するることを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 国からの出向職員と法人採用職員の配置バランスを踏まえた業務運営や研修の実施体制の充実、特にOBD検査に対する研修プログラムの実施など個々の取組は行われているものの、「人材確保・育成方針」の策定は引き続き検討中となっていることから、検査・審査業務を担う人材のほかIT人材も含めた人材の確保・育成に関し、職員の成長実感・モチベーションの向上といった点にも配慮しつつ、速やかに策定し、同方針に沿って計画的に取組を進めていくことが必要ではないか。

(背景事情)

- ・ OBD（車載式故障診断装置）検査については、法人において、令和6年10月から国産車に対する合否判定を開始した。その後、輸入車独自の課題の洗い出し及び対応等を行い、令和7年10月からは輸入車に対しても合否判定を開始することとなっている。また、国際自動車検査委員会（CITA）の国際会議等において、我が国のOBD検査制度及び検査実績に関する発表の支援を行うとともに課題の共有を行っている。

OBDに関し、EUでは加盟国に対し電子装置を含めた検査実施を推奨し、ドイツではOBD検査を開始し段階的に拡大中で、アメリカでは33の州・地区にOBDを活用した排出ガス検査を実施するなど、諸外国でも活用が始まっていることを踏まえれば、日本が先行して検査データを積み上げていくことは、今後の国際的な基準作りへの強みとなることから、国産車や輸入車の検査のノウハウや課題の洗い出しを行いながら、引き続き国際的な情報提供・発信を積極的に行っていくことが重要であると考えられる。

- ・ 検査データについては、これまで整備事業者ごとに管理されており、国として一元的な管理はなされていないところ、OBD検査の実施に当たり整備事業者が利用できるシステムを構築し、国の自動車登録検査業務電子処理システム（MOTAS）と連携したことにより、OBD検査データについては一元的に取得が可能となった。

これにより、OBD検査の実績データが一定程度蓄積されることが前提であるが、今後検査データの蓄積が可能となることを踏まえれば、ビッグデータとなっていくことが想定され、研究機関等で利用できるようにオープンデータ化することにより、自動車の技術力向上につながる可能性がある。

業務・組織見直しにおいて、令和6年10月から開始した自動車の電子的な検査の際に得られる情報について、国土交通省との連携の下、法人が保有する情報の活用方法を検討するとされていることから、データの利活用に関するることを目標とする必要があると考えられる

- ・ 現行中期目標における人材確保、育成及び職員の意欲向上の中で、法人の役割に合致した人材の確保のため、採用分野の拡大等を図ること、また、国からの出向職員と法人採用職員

との効果的な配置により、職員の能力発揮や意欲向上、組織力の強化を図ること、これらの事項を踏まえ、人材確保・育成方針を策定することなどが定められているところ。

法人の設立当初は国からの技術系職員の出向者の割合が多かったが、国の職員の採用方針の変更などの影響を受け国からの出向者が減少して以降、法人で独自の採用を行っている。独自採用は、新卒者だけでなく、民間で整備業務をしていた経験者の採用もしており、中期目標を踏まえ、国からの出向職員と独自採用者の配置バランスも考慮している。

研修に当たっては、タブレット端末による研修資料の閲覧を可能とすることにより、研修資料等のペーパーレス化に取り組むとともに、研修にデジタルコンテンツが導入できるようになるなど、研修の実施体制の充実に取り組んでいる。また、令和6年10月から開始したOBD検査に対応するため、新規採用者に対して実施する研修においては「OBD検査の制度概要講義（オンライン座学）」及び「OBD検査の実施方法の解説（実習車での実技）」、3年以上検査現場から離れていた職員に対して実施するオンライン研修においては「OBD検査の制度概要講義」に加え「動画を用いたOBD検査の実施方法の解説」を実施する研修プログラムを実施するとともに、実態に合うよう見直しも行っている。

このように人材の確保、研修体制などについて具体的な取組が行われているものの、「人材確保・育成方針」の策定そのものは検討中となっていることに加え、研修体制が充実している中においても離職者が一定数存在していることを踏まえて、検査・審査業務を担う人材やIT人材の確保・育成に関しては、職員の成長実感・モチベーションの向上などにも考慮しながら、同方針を速やかに作成し、計画的に取り組んでいく必要があるものと考えられる。

(20) 水資源機構

- ・ 気候変動による異常渇水・異常洪水の発生等が増加する中で、これまでに法人が蓄積してきた利水・治水に係る専門技術的な能力や経験は非常に重要なものであることから、このような公共インフラの管理機関としての法人の役割や、業務を通じて得られる能力・経験等の魅力を効果的に発信し、人材確保につなげることを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情)

- ・ 法人は、国民生活に必要な水を安定供給する利水、洪水から国民の生命と財産を守る治水といった重要な役割を担っており、職員にはダムの管理や水路の整備・維持に当たって、土木、機械、電気といった専門的な知識や経験が必要とされるところ、職員構成は、30代前半から40代前半の中核を担う中堅職員が不足しており、現場における処理能力の低下や技術力の継承が課題となっている。また、業務の性質上、勤務地や居住地が都市部から離れていること、全国転勤があることなどから、若年層に限らず一定数の職員の離職も発生している状況にある。

このような中、法人における人材採用・確保の取組として、採用戦略やリクルート体制の強化を図る「人材育成・採用戦略課」の設置や技術系の学生の確保に向けた教育機関との関係強化、カムバック採用を実施するとともに、職員の離職防止に資する取組の一環として職場環境や住環境の改善にも着手している。また、職員の不足を補う観点からも、外部人材を活用しながら、法人内に「一般事務DX推進部会」「開発部会」「導入環境整備部会」「普及

部会」を設置し、DX技術の開発から導入環境整備、現場実装の推進に向けた体制整備を図り、ダムの遠隔操作の試験運用などにも取り組んでいる。

一方で、法人の人材確保の取組に対し、業務・組織見直しにおいては、法人が果たす役割の大きさや魅力を効果的に情報発信することが重要であること、広報と採用が一体となった効果的な取組を推進することといった指摘がなされている。

法人が蓄積してきた利水・治水に係るノウハウやこれらへのデジタル技術の活用、近年の増加している異常渇水・異常洪水への対応など、公共インフラの管理機関としての役割は多岐にわたり、いずれも国民生活に影響する専門性・重要性が非常に高いものであるところ。業務・組織見直しも踏まえつつ、職員に対し法人の業務において得られる知識や経験等の魅力・やりがいを効果的に発信し、人材確保につなげることが求められている。

(21) 空港周辺整備機構

- ・ 滑走路増設に伴い今後環境対策事業等の需要が増えていくことが想定されるが、引き続き文書の電子化やデータベース化に取り組みながら、事業承継に影響を及ぼさないように承継に向けた準備を着実に進めるとともに、福岡国際空港株式会社との協議に向けた「機構廃止に向けた全体計画（仮称）」を念頭に具体的な取組を行うことを目標に盛り込んではどうか。
- ・ （廃止に向けて業務を進めるという特殊な条件下とはいえ）職員のモチベーションの維持・向上に向けた具体的な取組を行うことについても、他の法人の参考にもなり得ることから、目標に盛り込んではどうか。

(背景事情)

- ・ 「福岡空港特定運営事業等実施方針」（平成29年3月24日国土交通省航空局）において、滑走路増設事業の完了から4年後に法人が廃止される予定とされており、令和7年3月20日に増設滑走路が供用開始されたことを受け、令和11年3月末に廃止予定となっている。

福岡国際空港株式会社(FIAC)への事業承継に向け、法人においては令和6年度より課題の洗い出しなどを行い、「機構廃止に向けた全体計画（仮称）」の策定を始めたところ。これらに先立ち、FIACから研修員を受け入れて法人業務のOJTを実施するとともに、法人文書の電子化・データベース化を進め、法人廃止前に生じ得る環境対策事業等の駆け込み申請にも対応できるよう移転補償事業ではデータベース化した土地建物の登記簿情報を活用し、今後の申請件数の予測や需要の掘り起こしなども始めている。

これらの取組については、現行中期目標期間においても法人主導で計画的に進められているところであるが、法人の廃止までの間、引き続き着実に実施されることが重要であり、また、次期中期目標期間中にFIACとの具体的な協議が生じることを踏まえれば、今後策定される「機構廃止に向けた全体計画（仮称）」を念頭において具体的な取組について、目標の設定が必要であると考えられる。

- ・ 現行中期目標においては、「業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組」として目標が盛り込まれ、法人においては、業務のノウハウや実績、教訓等について、法人廃止後もその成果を後世に引き継ぎ有効活用することを目的として、そ

の取組を編纂するための「独立行政法人空港周辺整備機構の歩み編纂委員会」を設置し、編纂に必要となる原稿の作成や貴重な資料の収集に取り組んでいる。

一方で、これらの業務マニュアル等で文書化しにくい、職員のモチベーション管理などの情報については法人の廃止によって失われる可能性がある。法人の廃止・承継に向けて職員が前向きに業務に取り組む意識作りに関するノウハウは、他の法人にとっても参考になり得るものであると考えられる。

(22) 日本高速道路保有・債務返済機構

- ・ 法人が国又は高速道路会社からの短期出向者で構成されていることを踏まえ、業務の継続性の観点から組織力向上と職員間のノウハウの承継につながる取組や、専門人材の確保の観点から更なる民間人材の活用について具体的に検討することが必要ではないか。
- ・ 法人が今後の金利変動や資金調達環境の変化に対応するため、外部人材の活用を行うとともに、主務省と十分にコミュニケーションを取りながら、安定的な資金調達や調達計画の柔軟性を高める手法について検討することが必要ではないか。

(背景事情)

- ・ 法人の職員構成については、法人採用のプロパー職員はおらず、概ね2年周期の国及び高速道路会社からの出向者で構成されているところ。一方で、業務運営の効率化に向けたデジタル化の推進や資金調達に当たり金利上昇を考慮する必要があるなど足元の社会情勢の変化に対応することが急務となっている。

これに対し、見込評価においては業務の継続性の確保や女性活躍を含む働き方改革の継続的な取組に加えて、ITのPMO体制の構築を進めているものの、今後の課題として、法人の業務に必要な能力・専門性の向上、ひいては法人の組織力向上につながる取組を充実させる必要があると評価されている。加えて、主務省からの業務・組織見直しにおいては、法人の組織力向上と職員間のノウハウの承継を図るため、引き続き、適切な人材の育成・確保を計画的に実施することが指摘されている。

こうした状況を踏まえつつ、専門人材の活用について具体的な検討が必要であると考えられる。

- ・ 法人の有利子債務について、金利や交通量等の変動状況を踏まえて、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、適切な債務残高の管理に努めており、有利子債務残高は、前中期目標期間最終年度（令和3年度末）時点の26.3兆円から令和6年度末時点まで24.1兆円へと着実に減少している。

また、効率的な債務返済のための資金調達に当たっては、近年の市場金利の上昇を踏まえた調達年限の分散による将来の金利変動による支払利息への影響 軽減を図っている。

一方、金利上昇については、これまで経験したことのない我が国のインフレを背景とする影響もあることから、主務省とコミュニケーションを取りながら、より安定的な資金調達や調達計画の柔軟性を高める手法の検討が必要だと考えられる。

(23) 国立環境研究所

- ・国際的な環境研究への積極的な参画等を通じて、環境研究での我が国のプレゼンス向上を図りつつ、地球規模の環境に関する社会課題の解決に貢献していくため、国内外の大学や研究機関、民間企業等との連携を更に強化していくことが必要ではないか。
- ・法人の活動を通じ、国や地方の環境政策の推進に一層貢献していく観点から、適切な業務の優先順位付けの下で、必要十分な評価軸及び評価指標を設定することが重要ではないか。
- ・データ収集及び管理の一元化等を一層推進するとともに、それらを国内外の研究機関や国際機関等に対して戦略的に提供していくことで、国内外の環境研究におけるハブとしての役割を果たしていくことが必要ではないか。
- ・地球規模の環境に関する社会課題の解決に向けて、環境研究がより広範になる中、国内外の環境研究への貢献についての情報発信を強化していくことが必要ではないか。また、こうした取組等を通じ、様々な環境分野の研究人材等を確保・育成していくことが重要ではないか。

(背景事情)

- ・「第六次環境基本計画」（令和6年5月21日閣議決定）において、環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献が掲げられ、国境のない地球規模の環境問題においては、国際社会が誓約した2030年までの目標達成に向け、先進国・途上国の中を区別を超えて、分断ではなく、共に取り組む「協働」の重要性がかつてなく高まっているとされている。このような中、法人は、自然科学から人文社会科学まで幅広い専門人材を有し、観測・計測、現象解明に関する研究から、影響の評価、問題の同定・解決・緩和のための方策の提示まで、幅広い環境研究に学際的・総合的に取り組む中核的研究機関として、設立以来培ってきた研究ネットワークを活かしつつ、独法、大学、民間企業等と共同研究契約等を締結して共同研究を推進している。
- ・他方、見込評価をみると、国際共同研究協力協定数は令和3年度から6年度の年間平均48件（前中長期目標期間平均53件）、二国間協定等の枠組みの下での共同研究数は同9件（同12件）と、前中長期目標期間と同程度に留まっている状況もみられた。
- ・また、現行中長期目標では、評価軸及び評価指標に関して、一部項目では、非常に多くの指標が設定されているなど、ばらつきもみられる。次期中長期目標期間においても、法人を取り巻く環境変化、社会的要請に確実に対応していくための観点から、業務の適切な優先順位付け、またそれに応じた評価軸及び評価指標の設定は重要であると考える。
- ・第六次環境基本計画に基づき「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和6年8月23日環境大臣決定。以下「推進戦略」という。）が新たに策定されたところ、法人は、環境経済社会のデータ化を進め、各種環境モデルやシミュレーションシステムの統合化を通じてデータ収集・管理の一元化を図るなどして、環境研究のハブとしての役割を果たすとされている。具体的には、ビッグデータ・AIを含む、先端的な手法を支える環境データ研究プラットフォームや、環境データを産官学それぞれに使いやすい形で提供し、国内外での環境データリポジトリと連携して環境データ活用型社会を実現する環境情報流通データベース等の実装を行う「環境研究共創拠点構想」が推進戦略の主要ポイントとして掲げられており、こうした取組は、次期中長期目標期間においても重要になると考えられる。

- ・ 研究人材等の確保・育成に関しては、現行中長期目標において、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化やリサーチ・アシスタントも含めた優れた人材の確保に努め、研究の活性化を促進するほか、各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持するとしている。

また、業務・組織見直しでは、今後、成果の最大化を図る上で、法人内人材の活用等を図るとともに、外部の機関との人的交流を進めることができることから、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条に基づく「人材活用等に関する方針」に基づく取組を進めるとともに、クロスアポイントメント制度や年俸制等の各種人材交流制度を活用し、人材の確保・育成に引き続き取り組むとされている。

- ・ こうした取組に加え、気候変動を始めとする環境問題については国民の関心も高く、また、法人の研究成果が国民の行動変容等に資することを踏まえ、これらの情報発信の在り方についても検討することが、研究人材の確保等の観点からも重要になると考える。